

業務委託仕様書

1 業務名

SAGA2024国スポリハーサル大会OA機器借上及び保守業務

2 履行場所

- (1) SAGA2024佐賀市実行委員会事務局（佐賀市松原一丁目3番5号まるなかビル4階）
- (2) その他市実行委員会が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

4 業務内容

- (1) リハーサル大会開催時に使用するOA機器の借上及び保守に関する業務
- (2) リハーサル大会前後のOA機器の搬出入に関する業務
- (3) 上記のほか、本業務の実施のため必要となる業務

5 機器の仕様

品目	参考型番	メーカー名
複合機	DocuCentre-VC2276	富士フィルム
インクジェットプリンタ (A3対応)	PX-S5010	EPSON
ノートパソコン	HP ProBook 450 G5	ヒューレット・パッカード

- (1) 上記参考品番と同規格・同品質以上の製品とする。なお、参考品以外のものを使用する場合は、事前に市実行委員会と協議を行うこと。
- (2) 機器構成は、購入時同梱品を基本とし、使用用途に応じ、必要な付属品を納入物品に含めること。
- (3) インクジェットプリンタ及びノートパソコンについては、修理、交換、補充等を速やかに行える体制を整えておくこと（土日祝日対応を含む）。また、これに伴う費用は、市実行委員会の責めに帰すべき理由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (4) OA機器の設置にあたっては、機器の接続やドライバインストールなど、事前設定等の作業を行うこと。詳細な設定内容については、市実行委員会と協議の上で決定する。

- (5) ノートパソコンの使用に際し、インターネット環境は市実行委員会が手配する。
- (6) 受託者が用意するOA機器は、会社名を明記するなど、施設既存備品及び市実行委員会備品等と区別できるようにすること。
- (7) 天災その他やむを得ない理由により業務を中止または変更する必要があるときは、市実行委員会と協議のうえ、変更できるものとする。

6 使用期間及び競技毎の必要個数

競技名	使用期間	複合機	インクジェットプリンター	ノートPC
水泳（競泳）	4日間	2	使用しない	1
水泳（飛込）	3日間	1	1	1
テニス	4日間	2	使用しない	6
陸上	4日間	1	使用しない	1
ライフル射撃	3日間	1	1	5
サッカー	5日間	2	1	8
水泳（水球）	3日間	2	使用しない	2
ボウリング	4日間	1	2	4
柔道	3日間	使用しない	1	5
フェンシング	4日間	1	5	15

※1. 詳細な使用条件（保守時間及び搬入搬出日等）については、「別紙：OA機器使用計画表」を参照すること。

※2. 上記及び別紙の使用条件等については、契約締結後に変更する場合がある。その際は、積算額の提示や変更契約の締結など、市実行委員会の求める措置を誠実に履行すること。

7 機器の使用場所

競技	使用場所
水泳 （競泳・飛込・水球）	SAGA サンライズパーク SAGA アクア （佐賀市日の出2丁目1番10号）
テニス	SAGA サンライズパークテニスフィールド （佐賀市日の出2丁目1番10号）
陸上競技	SAGA サンライズパーク SAGA スタジアム （佐賀市日の出2丁目1番10号）
ライフル射撃（25m）	佐賀県警察学校射撃場 （佐賀市日の出1丁目20番10号）
サッカー	SAGA サンライズパーク SAGA スタジアム・セカスタ・ボール

競技	使用場所
(サッカーの続き)	フィールド (佐賀市日の出2丁目1番10号)、佐賀市健康運動センターサッカー・ラグビー場 (佐賀市高木瀬町大字長瀬 2553番地)
ボウリング	ボウルアーガス (佐賀市八戸溝3丁目12-20)
柔道	SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ (佐賀市日の出2丁目1番10号)
フェンシング	SAGA サンライズパーク SAGA プラザ (佐賀市日の出1丁目21番15号)

8 法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等を遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可等については、適切に対応すること。

9 適用

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要な事項は市実行委員会と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、市実行委員会と協議すること。

10 契約に関する条件等

(1) 支払い

荒天その他の理由により、リハーサル大会が中止等になった場合や市実行委員会の要望による必要個数の増減が発生した場合は、当該OA機器の設置・運搬等に係る経費について、実際に生じた額に応じ、相互協議のうえに変更契約の対象とする。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、市実行委員会の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄出来るものとする。

(3) 秘密の保持

受託者は、本業務（業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他個人情報の保護に関する法令、条例並びに規程等を遵守しなければならない。

以上